Title	バイオ産業化の視点からみた生命倫理政策
Author(s)	塚本,芳昭;福島,伸享
Citation	年次学術大会講演要旨集, 16: 266-269
Issue Date	2001-10-19
Туре	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/6642
Rights	本著作物は研究・技術計画学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Science Policy and Research Management.
Description	一般論文



塚本芳昭,○福島伸享(経産省)

1. 問題の所在

平成12年のいわゆる「ミレニアム・プロジェクト」の開始を契機として、バ クノロジーに対する政府の予算配分の重点化が進み、「米国に追いつけ、追 と ば か り に バ イ オ テ ク ノ ロ ジ ー に 関 す る 研 究 が 進 め ら れ て い る 。 然これらの成果が近い将来に革新的な医療 や医薬品の開発 最終的に国民一人一人に恩恵が行き渡ることを目 標としていなければ 現在は大学や ないものである。 すなわち、 研究機関の の中で行われている研究は、やがてその成果が国民に届 一人の暮ら しや社会との接点が生 じ な科学技術 と社会との接点となるもの、社会が新たな科 V١ う価値基準が生命倫理である。 したがって ジーの分野は、 それを実用化して人々の暮らしに活用していくた 開発に加えて、人文・ な研究 社会学的な観点から社会が新た 受容していくための価値基準を形成していくという知的作業がなさ れなければならない。

以下においては、生命倫理をこのようなものととらえた上で、最近の生命倫理をめぐる我が国の政府の動き、私の所属する経済産業省の政策課題でもある、バイオテクノロジーの産業化という観点からみた生命倫理政策の評価と課題について論じたい。

2 . 生命倫理をめぐる我が国の最近の動き

我が国において生命倫理に関する職論が行政においてとりあげられたのは、そう古いことではない。平成9年のクローン羊ドリーの誕生を契機として、クローン技術の人間への適用に関する問題が生じ、バイオテクノロジーと人間社会の接についての職論が政治レベルにおいても行われるようになったのが、同年に開催されたデンバー・サミットであった。このような国際政治における議論を背景として、平成9年に当時の橋本総理の指示により、旧科学技術会議に生命倫理委員会が設置されることとなった。その生命倫理委員会で議論されたのは、①クローン技術の人間への適用の問題、②ヒトゲノム研究にともなう遺伝子による差別や個人のプライバシーに深刻に関わる問題、③ヒトES細胞研究などのヒト胚を扱う研究に関する問題の主に3点についてである。

これらの議論は、まず①のクローンの問題については、平成12年12月の「クローン技術規制法」の公布によって実を結び、②のヒトゲノム研究については、 平成12年6月の「ヒトゲノム研究に関する基本原則」の決定という成果が生ま れ、③のヒトES細胞研究については、平成12年12月に下部組織たるヒト胚研究小委員会における議論はまとまらなかったものの、今年の9月に文部科学大臣告示の「ヒトES細胞研究指針」(後述の生命倫理専門調査会において検討を実施)として実を結ぶこととなった。

このように、我が国では政府の予算の重点化とそれに伴う研究の進展に合わせて、それらの研究を行うことに伴い生じる様々な問題に対応するためのルールとして、各種の法令や指針等がつくられてきた。

3 . バイオテクノロジーの産業化と生命倫理の接点

このような動きに対して、経済産業省は、たとば13年2月の第2回総合科学 技術会議において平沼経済産業大臣が「クローン技術等生命倫理の問題は総合科 学技術会議が重要な役割を担う。 生命倫理専門調査会では、人文社会科学、 科学の英知を結集して、縦割りを排し、権威ある実体的な機関とすべき。」と発言 するなど、一貫して積極的な姿勢で対応してきている。これは、まさに1. 題の所在」でも指摘したように、新たな科学技術の成果が社会に受け入れられる そのような科学技術の進展に伴う法的、社会的、倫理的問題を同時に 解決していかなければならないという観点からのものである。すなわち、いくら 多額の予算を投入して研究開発を進めたとしても、最終的にそれが製品や商 なった段階(産業化段階)で社会に受け入れられなければ、それらの研究開発費 は全くの無駄になってしまうのであり、 これまで原子力などの例から、 究者や行政などの専門家集団がその科学技術が社会のためになると認識して研究 や事業を進めても、一般国民の側にそれを受け入れるためのあるまとまった共通 認識や社会的基盤がなければ、結局のところ最後の段階で行き詰まってしまうと いう実体験を踏まえたものである。

このようなことに対応するために、しばしばパブリック・アクセプタンス(社会 的 受 容性)、すなわち専門家集団は中立的で透明な情報を一般国民に対して提供し、国民自身がその是非を判断するということの必要性が主張されるが、バイオテクノロジーの場合は、それほど単純ではない。また、しばしば産業の側から主張されるように、適切な情報を提供して消費者を「教育」すれば商品が売れると

いう類のものでもない。たとえ国民に情報を提供したとしても、国民の側がそののと非を判断するための偏差準を持つことが困難である。ためいけないけないにそのように現在では思われているが、たとなば生まれた直後にでなった子供と全全は同じ遺伝子を持つなるが、たとなば生まれた直後にでなった子供と全全は同じ遺伝子を持つなるが、たとない方面親の意思を定でする。価値観が特別を持ちまれては、のからであるのか。子宮に着床させれば人間として生まれてくるの確性性のある受精卵を破壊して足のからを作り、全くの他人の生命を教うために移植用、職器を作るとということは、現に生きている人の生命を教うからという理由のみで、本当に正当化されるのか。グノム医療の時代になって、個人の遺伝情報を提供するということになった場合に、その遺伝情報は単に提供した個人のみならず、なるということになった場合に、その遺伝情報は単に提供した個人のみならず、なるということになった場合に、その遺伝情報は単に提供した個人のみならず、なるということになった場合に、その遺伝情報は単に提供した個人のみならず、なるということに気付く。

このような科学技術から実用化された医療や医薬品が、近代の資本主 義 社 会 の 中 で 国 民 に 提 供 さ れ る 以 上 、 そ こ に は 金 銭 と い う 交 換 手 段 を 通 じ て 流 通 されることは否定のしようがない。また、将来の利潤の獲得というインセンティ ブが存在するため、研究開発が加速度的に進むということも事実である。 たとえばある人の人体試料から得られた情報を元になされた研究か らなんでも無条件に特許をとってよいのか、とられた特許の帰属は無条件に特許 権 者 の も の と な り そ こ か ら 利 益 が 発 生 す る こ と に は 何 の 問 題 も な い の か 。 療や抗体医薬のようなものは、人の生体資料を使うことが必要となるが、 「資源」や「材料」 として利用することは許されるのか、仮に許さ れたとしても元の「資源」や「材料」を有していた人の権利はどのようなものが その権利はどこまで及ぶのか。そうした「資源」や「材料」を起源とする 商品の利益は誰に帰属するのか。結局は、富める者だけが新たな科学技術の恩恵 富まざる者は「材料」の提供者という、「デジタル・デバイド」ならぬ ・デバイド」が発生し、別の意味での「奴隷制」のような社会になって しまうのではないか・・・等々。

したがって、バイオテクノロジーが研究の段階から産業化すなわち一般社会に流通する段階になるまでに、新たな科学技術を社会が受け入れる是非を判断する

ための基準となるあるまとまった価値観なり価値基準を形成しなければならない。このことこそがまさに、生命倫理について国家として事業を行う意義なのである。さらに、そのような価値観や価値基準を反映した法制度や社会ルールもあわせて形成していかなければならないのである。バイオ先進国の米国は、このような国家としての生命倫理事業の重要性を十分に認識しているために、ELSI(Ethical. Legal and Social Issue) 研究に研究開発予算の3~5パーセント(NIH予算では\$120万)を投じているのであり、すでに我が国がまったく太刀打ちできないほどに生命倫理研究や法的、社会的ルールに関する知的資産の蓄積を行っているのである。

4 . 最近の生命倫理政策をめぐるいくつかの論点

このような現状となっているのは、現在の我が国の行政システム上に問題があ るようである。行政は、何らかの問題が発生しないように規制や予防をする技術 についての専門性はあるが、国民の間に新たな価値を形成していくというプロセ スには全く対応できない。そもそも、生命倫理の問題は国民の本質的な価値選択 に関わる問題であるため、行政が中心となって役人の作文により解決でき な問題ではない。したがって、現状の行政システムの中で生命倫理の問題に対応 した場合、なんらかの規制やガイドラインの原案を行政が作成し、それを生命倫 理 専 門 調 査 会 の よ う な 場 に お い て 審 藤 し 決 定 す る と い う プ ロ セ ス と な ら ざ る を 得 しかし、 3 . に述べた生命倫理について国家として事業を行う意義を 合、単に法令やガイドラインのようなものを作ることが生命倫理に関する問 題に対応する本質ではなく、価値形成のプロセス自体が問題なのである。 たことに対応するためには、総合科学技術会議を単なる審議会ではなく、人文・ 社会科学、自然科学の英智を結集し、みずから調査・研究を行い、生命倫理に関 す る 価 値 基 準 や そ れ に 照 ら し た あ る べ き 法 制 度 や 社 会 ル ー ル の 検 計 を 主 体 的 に 行 う実体的な機関とする必要がある。また、生命倫理に関する議論を国民的なもの とするために、「生命倫理基本法」のようものの策定作業を開始し、政治の場にお いて生命倫理に関する問題を議論する必要がある。